

令和7年度国立高専機構における 後期授業料免除及び徴収猶予申請について

この案内は、国立高等専門学校機構独自の制度である授業料免除及び徴収猶予に関する案内です。文部科学省が行う「就学支援金（1～3年生）」、文部科学省・日本学生支援機構が行う「高等教育における修学支援新制度（4年生以上）」の授業料免除とは異なるものです。

免除が許可された場合、「高等教育における修学支援新制度」の授業料免除額がある者はその差額が免除されます。なお、免除か徴収猶予のどちらかにしか申請はできません。また、選考の結果が全額免除以外の場合、通知された期日までに授業料を納付していただくこととなります。

下記に該当し、ご希望の方は、学生係へご連絡ください。

1. 授業料の免除（全額または半額）

（1）災害等における授業料免除（様式 1-1）

次の各号のいずれかに該当する事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

- ① 免除算定基準日（前期の授業料にあつては4月1日、後期の授業料にあつては10月1日）前6月以内（入学した日の属する期分の授業料を免除する場合は、入学前1年以内）において、学生の学資を主として負担している者が死亡した場合又は対象学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② 前号に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合

（2）特別措置による授業料免除（様式 1-2）

対象学生のうち、経済的に授業料の納付が困難である者であつて、次の各号のいずれかに該当する場合

- ① 免除算定基準日（前期の授業料にあつては4月1日、後期の授業料にあつては10月1日）前6月以内において、学資負担者の非自発的な失職等により著しい家計の急変があつた者
- ② 在学した期間が通算して36月を超える者等、就学支援金の受給資格のない学科の第3学年以下の学生であつて、かつ、学業優秀と認められる者
- ③ 就学支援金の受給資格がある学科の第3学年以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる者
- ④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある者

2. 授業料の徴収猶予（様式 1-3）

次の各号のいずれかに該当する場合

- ① 経済的理由によって授業料の納付期限までに納付が困難な場合であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- ② 当該学生が行方不明の場合
- ③ 学資負担者が死亡した場合又は対象学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付が困難と認められる場合
- ④ その他やむを得ない事由があると認められる場合

2. 提出書類

※授業料免除については、前述の通り、単に経済的に納付が困難の理由では免除を行うことが出来ず、該当する条件が必要になります。そのため、学生係で事情をお伺いした上で、様式をお渡ししますので、申請をご希望の場合は9月18日（木）までに学生係へご連絡ください。

- ①「授業料免除申請書」（様式 1-1）、「授業料免除申請書（特別措置）」（様式 1-2）、「授業料徴収猶予申請書」（様式 1-3）のいずれか
- ②市区町村発行の住民票（免除等申請者と生計を一とする世帯全員分）の写し
- ③市区町村発行の所得（課税）証明書（免除等申請者と生計を一とする世帯全員分）の原本
- ④「家族状況等申告書」（様式 2）
- ⑤「家族状況等申告書」（様式 2）の“はい”となった事項の“提出書類”（該当者のみ）

※災害等や特別措置の場合、確認のため上記以外に追加で提出を求めることがありますのでご了承ください。

3. 提出方法

◎学生課窓口で提出の場合

平日 8：30～17：00 に持参してください。

◎郵送で提出の場合

封筒表面に「授業料免除申請書在中」又は「授業料徴収猶予申請書在中」と朱書きし、特定記録、宅配便等、送付した記録が残る配達手段でご提出ください。（提出期限必着）

提出期限 令和7年9月26日（金）17時

提出場所 学生課学生係

4. 選考基準

申請された書類に対し、本校選考機関において審議し、免除又は徴収猶予の許可・不許可を決定します。

※申請時前6ヶ月以内の期間において、学則第42条に基づく懲戒処分（停学以上）又は校則違反による特別指導を受けた者は、選考の対象となりません。

5. その他連絡事項

- （1）申請を取り止める場合は、その旨を学生係まで必ず連絡し、書類を返却してください。
- （2）提出期限後の申請は受け付けませんのでご了承ください。
- （3）申請書類提出後、免除の許可・不許可が確定するまで授業料の引き落としは猶予されます。
- （4）書類に記載された個人情報、免除又は徴収猶予に関する資料としてのみ使用します。
- （5）不明な点がありましたら学生係へお問い合わせください。
- （6）前期は4月1日、後期は10月1日現在の見込状況を記入してください。

《提出・問合先》

〒410-8501 沼津市大岡3600
沼津工業高等専門学校 学生課学生係 藁科
TEL：055-926-5734
FAX：055-926-5882

提出書類

区 分	提出書類	備 考
全員が提出する書類	①「授業料免除申請書」(様式 1-1)、「授業料免除申請書(特別措置)」(様式 1-2) 又は「授業料徴収猶予申請書」(様式 1-3)	・ いずれかを必ず提出して下さい
	②市区町村発行の住民票の写し (注)・大学生や単身赴任など、 <u>住民票と現住所に相違がある場合は、現住所とその理由を申立書(様式 12)に記入してください。</u>	・ 免除等申請者(学生本人)と生計を一とする 世帯員全員分 を提出して下さい ※学生本人含む
	③市区町村発行の所得(課税)証明書 ※原本 (注) ・ <u>今年度発行の所得(課税)証明書</u> を提出してください。 ※合計所得金額、課税標準額、市民税・県民税額、所得控除の内訳を記載したもの ・ <u>所得(収入)がなく課税証明書が発行されない者(専業主婦、就学者含む)は、非課税証明書を提出してください。</u> ※中学生以下の者については、非課税証明書の代わりに無収入申立書(様式 5)を提出してもかまいません。 ・ <u>所得(収入)がない者のうち、やむを得ない事情で非課税証明書が提出できない場合は、無収入申立書(様式 5)を提出してください。</u>	・ 免除等申請者(学生本人)と生計を一とする 世帯員全員分 を提出して下さい ※学生本人含む ・ 通常、毎年 6 月に当該年度のものが発行されています
	④「家族状況等申告書」(様式 2 : 3 枚有り)	別紙「家族状況等申告書の記入のしかた」を必ずご確認ください
該当者が提出する書類	⑤「家族状況等申告書」(様式 2)により、“はい”となった事項の“提出書類”	・ 取得や準備に時間を要する書類があります。十分に注意して、提出書類の準備をして下さい

【注意事項】

①「免除等申請者」とは、学生本人を指します。

②記入内容について訂正をする際は、必ず該当箇所を二重線で消し押印による訂正をお願いします。訂正により記入内容が不明瞭となる場合は、余白に訂正後の内容をご記入願います。

③各種公的な証明書等を取得する際は、マイナンバーの記載のないものを取得してください。

やむを得ずマイナンバー記載のものを提出する際は、黒塗り・個人情報保護シール・個人情報保護スタンプ等によりマイナンバー部分が隠れた状態で提出してください。

④「生計を一とする世帯員」とは、原則として同一の住居に居住している家族(家事使用人除く)のことを指します。ただし、以下の場合は、同居をしていなくても生計を一とする世帯員とします。

1. 父母又は父母に準じて家計を支えている者が、出稼ぎ又は単身赴任等の理由で別居している場合
2. 就学又は病気療養のため一時別居している場合
3. 上記 1、2 のいずれかと同様の状況にある場合

※別居し独立した生計である兄弟姉妹および祖父母は、生計を一とする世帯員から除きます。

(例) 住所 A に父(会社員)、母(専業主婦)、姉 1(会社員)、申請書本人(沼津高専生)が同居し、住所 B に兄(会社員：独立生計)、住所 C に姉 2(会社員：父から金銭援助有り)、住所 D に祖父母(年金暮らし：父から金銭援助有り)が別居している状況の場合

(生計を一とする世帯員) 父、母、姉 1、申請者本人、姉 2、祖父母

(生計を一とする世帯員ではない者) 兄

となります。

提出日 令和 年 月 日

※前期は4月1日、後期は10月1日現在の
状況を記入してください。

家族状況等申告書

学科・専攻等名

学年 年 学籍番号等

免除等申請者氏名（自署）

I 以下の事項について「はい」又は「いいえ」のいずれかを○で囲み、「はい」の場合は、提出書類を提出してください。
なお、この申告書により申請者の家族状況等を把握したうえで免除申請事務を行いますので、正しく記入してください。

項 番	家族（生計を一にする世帯）状況等	回答	提出書類	発行機関等
1	年金（老齢年金・厚生年金、遺族基礎年金、障害者年金等）受給（4月、10月からの受給予定者を含む）者がいる	はい・いいえ	年金振込通知書（ハガキ）等の写（年金受給者全員分）	日本年金機構等
2	本年1月以降に就職又は転職した者がいる（パート等を含む）	はい・いいえ	給与支給（見込）証明書（様式3）	勤務先
3	申請前6ヶ月以内に退職した者がいる	はい・いいえ	退職及び退職金支給証明書（様式4） 退職金支給については、退職金所得の源泉徴収票（写）でも可	勤務先
4	雇用保険基本手当（失業給付）受給者がいる	はい・いいえ	雇用保険受給資格者証の写（受給額のわかるもの）	ハローワーク
5	雇用継続給付（高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付）受給者がいる	はい・いいえ	・高年齢雇用継続給付支給決定通知書の写（受給額のわかるもの） ・育児休業給付金支給決定通知書の写（受給額のわかるもの） ・介護休業給付金支給決定通知書の写（受給額のわかるもの）	勤務先又はハローワーク
6	免除申請者と生計を一にする者のうち、無収入かつ所得証明書または非課税証明書の発行ができない、または困難な事情がある者がいる（就学者、15歳未満、専業主婦等含む）	はい・いいえ	無収入申立書（様式5）	
7	児童扶養手当受給世帯 ^{※1}	はい・いいえ	児童扶養手当受給証の写（受給額のわかるもの）	市区町村役場
8	特別児童扶養手当受給世帯 ^{※2}	はい・いいえ	特別児童扶養手当証書の写（受給額のわかるもの）	市区町村役場
9	被爆者健康管理手当受給者がいる	はい・いいえ	被爆者健康管理手当証の写（受給額のわかるもの）	市区町村役場
10	傷病手当受給者がいる	はい・いいえ	傷病金手当金支給決定通知書の写（受給額のわかるもの）	全国健康保険協会等
11	生活保護法による扶助費受給世帯	はい・いいえ	保護決定（変更）通知書の写（受給額のわかるもの）	福祉事務所
12	児童手当（旧子ども手当）受給世帯 ^{※3}	はい・いいえ	児童手当認定通知書の写（受給額のわかるもの）	市町村役場 ※公務員の場合は勤務先
13	事業所得 ^{※4} により収入を得ている者がいる	はい・いいえ	確定申告書（控）の写（事業所得のある方の全員分） ※所得証明書と同じ年度のもの	税務署
14	転作奨励金等の交付を受けている者がいる	はい・いいえ	所得補償交付金等、転作奨励金の支給額がわかるもの	農協・市区町村役場
15	申請前6ヶ月以内に保険金を受け取った者がいる	はい・いいえ	保険金支払い通知書の写	保険会社等
16	申請前6ヶ月以内に資産の譲渡を受けた者がいる	はい・いいえ	確定申告書（控）の写又は売買契約書の写	税務署
17	申請前6ヶ月以内に山林所得があった者がいる	はい・いいえ	確定申告書（控）の写又は売買契約書の写	税務署
18	申請前6ヶ月以内にその他の臨時的所得がある	はい・いいえ	受領額がわかるもの	税務署

	った者がいる			
19	親戚・知人等からの援助や養育費等を受けている世帯	はい・いいえ	援助者等の署名押印による援助額の年額を記載した申立書（様式任意）	援助者等 ※援助者等による署名押印が困難な事情がある場合は保護者
20	申請者が給付型の奨学金を受給している	はい・いいえ	奨学金決定通知書の写（申請の前年度1年間に実際に受けた額がわかるもの、申請年度の受給（見込）額がわかるもの）	給付者等
21	母子・父子世帯等	はい・いいえ	母子・父子世帯等申出書（様式6）	
22	申請者（学生本人）の他に就学者がいる	はい・いいえ	在学及び就学状況等証明書（様式7） ※兄弟等が小中学校児童生徒、本校学生の場合は不要	就学者のいる学校
23	障害者（申請者本人を含む）がいる、または要介護3以上の認定を受けている者がいる	はい・いいえ	・身体障害者手帳等の写 ・介護保険被保険者証の写	
24	申請時において6ヶ月以上にわたり療養中若しくは療養を要する者がいる（介護保険法により、要介護認定を受けている者がいる世帯を含む）	はい・いいえ	・長期療養者に係る支出（見込）額等申立書（様式8）	
			・医師等の証明書 ・申請前6ヶ月間に経常的に支出している金額を証明できるもの（領収書等）	・病院等 ・看護人 ・薬局 ・介護サービス提供事業者
			高額療養費制度等、健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額がある場合はその金額がわかるもの	
25	主たる学資負担者（家計支持者）が別居している世帯	はい・いいえ	・主たる学資負担者（家計支持者）別居に係る支出（見込）額等申立書（様式9） ・直近3ヶ月間の家賃及び光熱水道費の金額を証明できるもの（領収書等）	
26	授業料納付期限前6ヶ月（新入生は1年）以内に学生若しくは学資負担者が風水害等の災害※5、盗難等の被害を受けた世帯	はい・いいえ	罹（被）災証明書又は盗難届の証明書（届出受理番号等）	消防署・市区町村役場又は警察署
			・日常生活の必需品に被害を受けた場合は、最低限度の衣料、家具の購入費、修理費等（生活必需品に限る）に関する領収書等 ・生産手段（田・畑・店舗等）に被害を受けた場合は、長期にわたって収入源を予想される年間金額及びその事実がわかるもの	
27	授業料納付期限前6ヶ月以内（新入学生については入学前1年以内）に学資負担者が死亡した世帯	はい・いいえ	戸籍（除籍）謄本又は死亡を証明する書類	市区町村役場等

※1 父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭に支給される手当

※2 20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で看護、養育している父母等に支給される手当

※3 支給条件等は厚生労働省のホームページ等で確認してください。

※4 ①商業、工業、農・林業、漁業、その他の職業（開業医、弁護士、著述業、公認会計士、税理士、外交員、浴場業、理美容業、旅館業、クリーニング業等）に在る所得及び②利子、配当、家賃、間代、地代などの雑所得

※5 震災、風水害、火災その他の災害

【留意事項】

持続化給付金等の公的機関が実施している新型コロナウイルス感染症の影響に対する各種公的支援については、所得計算に含める必要はありません。